

介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議  
設置要綱

(設置)

第1条 函館市介護保険事業計画に掲げる介護保険施設等を整備・運営する事業者を選定するにあたり、公平公正かつ客観的な立場からの意見を徴するため、介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 函館市介護保険事業計画に掲げる介護保険施設等の整備・運営事業者の選定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が指定する者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、前条の指定の日から、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要の都度、保健福祉部長が招集する。

- 2 会議の議長は、会議の都度、出席委員の互選により選任する。
- 3 会議は、3人以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、議長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。